【臨時営業許可フロー図】イベントで食品を取り扱う場合、保健所への許可申請・報告はこのフロー図を参考にしてください。

2026.10 作成

スタート

臨時的・一時的なイベントか？（1 週間程度）

いいえ → 取り扱う品目は下記にある Aである

いいえ → 通常の**営業許可申請**が必要です。

はい → 許可申請は不要ですが、**営業届出**が必要です。

はい → 特定または限定した人が対象か？また非営利かつ教育的もしくは公共的な目的か？

いいえ → 取り扱う品目は下記にある A or B or C or D？

A → 許可申請は不要ですが、**営業届出**が必要です。

B・C → **臨時的営業許可申請**が必要です。

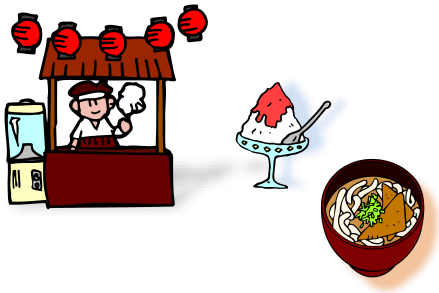
食肉、魚介類を加工販売する場合は、臨時的営業許可の対象外です。

B → **仮設テント等の設置（屋根付き三方囲い）**が必要です。

C → 取り扱う品目によっては、簡易な施設（仮設テント等）で調理提供できません。 → **固定店舗と同等の施設**が必要です。

D → 許可・届出手続きは不要です。

はい → 取扱い品目に関係なく**バザー開設報告書**を事前に提出してください。
ただし、イベント内容や開催場所、規模によっては、バザーではなく臨時的営業許可申請・届出が必要となることがあります。



取り扱い品目の一例

A

① 綿菓子、ポップコーン、焼きいも、焼き栗などの食品の調理・加工
② 弁当など容器包装入った既製品（食肉、魚介類、牛乳類を含む）の販売
③ 野菜、果物の販売

B

簡易な調理・加工で提供できる食品
① **販売直前に加熱調理をする（生ものは不可）**
② **飲み物，氷雪類の小分け・盛付けをする**
おでん、うどん（温）、焼きそば、たこ焼き、お好み焼き、フランクフルト、揚げドーナツ、たい焼き、ジュース類、かき氷、アイスクリーム（ディッシャー式）など

C

販売直前に加熱調理がない

おこわ、ばら寿司、おにぎり、おはぎ、冷たいうどんなど

D

物品販売

缶ジュース、ペットボトル飲料など、常温で長期間保存できる既製品の販売

このフローで判断できない事例については、**必ず事前に保健所までご相談ください。**

高松市保健所 生活衛生課 食品衛生係 TEL：839-2865/FAX：839-2879